

愛媛県ワクチン・検査パッケージ制度適用施設登録制度実施要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染対策と日常生活の回復の両立に向けて、将来の緊急事態宣言、まん延防止等重点措置等の下においても、感染リスクを低減させることにより、行動制限の緩和を可能とすることを目的とする。

(対象)

第2条 この制度の対象となる施設（以下「対象施設」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 「愛顔の安心飲食店認証制度」の認証を受けた施設（以下「認証施設」という。）
- (2) 飲食を主として業としていないカラオケ店（前号に掲げるもの及び暴力団員である者又は法人であってその役員のうち暴力団員である者がいるものが営むものを除く。）

2 前項の規定にかかわらず、知事がこの制度を適用することが適当でないとする施設については、対象としない。

第2章 登録

(申請)

第3条 登録を受けようとする者は、対象施設ごとに、次に掲げる事項を記載した文書を知事に提出し、登録の申請をしなければならない。

- (1) 申請者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
- (2) 申請者の住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
- (3) 対象施設の名称及び所在地
- (4) 認証施設にあつては、認証店番号
- (5) その他知事が必要と認める事項

(登録)

第4条 知事（その委託を受けた者を含む。第3項及び第4項において同じ。）は、前条の規定による登録の申請があつたときは、その内容を審査するものとする。

2 知事は、前項の申請が適切であると認めたときは、当該申請に係る対象施設を登録するものとする。

3 知事は、前項の規定により登録したときは、当該申請者に対し、登録した旨を通知するとともに、登録した旨を発表する登録マークを交付するものとする。

4 知事は、第1項の申請に対し登録をすべきでないと認めたときは、当該申請者に対し、理由を付してその旨を通知するものとする。

(登録マークの利用等)

第5条 前条第2項の登録を受けた対象施設（以下「登録施設」という。）を営む事業者（以下「登録事業者」という。）は、当該登録施設の施設外から見える位置に登録マークを掲

示しなければならない。

2 登録事業者は、登録マークを汚損し、又は亡失したときは、文書により、登録マークの再交付を求めなければならない。

(変更の報告)

第6条 登録事業者は、第3条各号に掲げる事項に変更が生じたときは、遅滞なく、文書により知事に報告しなければならない。

(登録の抹消)

第7条 知事は、登録事業者又は登録施設が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、その登録を抹消するものとする。

(1) 登録事業者から登録の抹消を求める旨の届出があったとき。

(2) 登録施設が対象施設に該当しなくなったと認められたとき。

(3) この要綱に違反したとき。

(4) 登録事業者が、第10条の規定による報告の求めに応じず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

(5) その他知事が登録事業者又は登録施設として不適切であると認めたとき。

2 知事は、前項の規定により登録を抹消したとき(前項第1号に掲げる場合を除く。)は、当該登録に係る事業者に対し、その旨を通知するものとする。

3 登録の抹消を受けた施設においては、遅滞なく、登録マークの利用をやめ、及びこれを廃棄しなければならない。

第3章 行動制限の緩和

(行動制限の緩和)

第8条 登録事業者は、登録施設において利用者のワクチン接種歴又は陰性の検査結果のいずれかを確認することにより、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づく利用者の人数制限その他の要請において、制限の緩和を受けることができる。

2 前項の制限の緩和の内容は、要請の内容に応じて知事が定める。

(ワクチン接種歴又は陰性の検査結果の確認)

第9条 前条第1項の確認は、利用者に対し、ワクチン接種歴又は陰性の検査結果のいずれかを選択して提示するよう求めることにより行わなければならない。この場合において、ワクチン接種歴又は陰性の検査結果の選択は利用者が行うこととし、利用者が選択できない場合は同項の制限の緩和の対象とならない。

2 前条第1項の確認に当たっては、「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」(令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部)その他国及び県が定める事項を遵守しなければならない。

第4章 雑則

(調査等)

第10条 知事(その委託を受けた者を含む。)は、必要があると認めるときは、登録事業

者に対し必要な報告を求め、又はその職員に、登録施設を調査させることができるものとする。

(免責)

第11条 県は、対象施設が登録を受けられなかったこと若しくは登録を抹消されたこと又は登録施設において感染症が発生したことによって、事業者及び施設の利用者に生じる損失又は損害については、その補償又は賠償に係る一切の責任を負わないものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この制度の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年12月14日から施行する。
- 2 この要綱に基づく登録制度については、新型コロナウイルス感染症の収束等の状況を勘案し、適切な時期に終了その他の見直しを行うものとする。